

石福総第941号
令和5年7月28日

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木幸雄 様

石狩市長 加藤龍幸

石狩市社会福祉審議会条例（平成8年条例第6号）第2条に基づく
諮問について

下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

- 1 石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直しについて

令和5年7月28日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市社会福祉審議会
会長 鈴木 幸 雄

石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直しについて（答申）

令和5年7月28日付け石福総第941号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

石狩市高齢者世帯等福祉除雪サービス事業の見直しについては、今後の高齢社会において、基準を明確化し持続可能な制度とするものであることから、妥当であると判断する。

【附帯意見】

利用者負担額については、長年変更していないことから、社会情勢や負担の公平性などに応じてその額の妥当性について、今後検討すること。